

令和3年度一般社団法人つくば観光コンベンション協会
ロケーションサポート事業実施要項

(目的)

第1条 この要項は、つくば市における地域資源を映画、テレビ等のロケーション実施場所として提供し、映像を通じて、当市の魅力を国内外に発信するとともに、地域経済の活性化及び市民文化の向上を図るため、一般社団法人つくば観光コンベンション協会（以下「協会」という。）が提供するつくばロケーションサポート事業（以下「ロケサポ事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 ロケサポ事業における支援は、次に掲げるものとする。

- (1) ロケーション実施場所の紹介及び誘致活動
- (2) 撮影等に必要な許認可に関する相談及び手続き案内
- (3) 施設管理者等との撮影許可に関する連絡調整、現場確認及び撮影時の立会い
- (4) その他撮影を円滑に実施するために必要と認める支援

2 ロケサポ事業における支援は、原則午前6時から午後9時の間とし、撮影等がこの時間以外あるいはこの時間を越える場合には、ロケーション撮影等の実施をしようとする者（以下「撮影者」という。）と協会間で相談の上で行うものとする。

(支援対象)

第3条 ロケサポ事業では、次の各号に掲げるもののうち、広く公開や放映、放送、出版されることが予定されており、不特定多数の人々が視聴、購読できる映像及び出版物について、前条に定める撮影等の支援依頼を受けたものを対象とする。

- (1) 映画（ビデオ装置を使用するものを含む）
- (2) テレビ等放送番組
- (3) テレビコマーシャル
- (4) 各種プロモーションビデオ
- (5) Web 配信動画
- (6) 雑誌、カタログ、ポスター等の写真
- (7) その他前各号に類する映像及び出版物

(対象外)

第4条 前条の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、ロケサポ事業の対象としない。

- (1) 法令等を遵守せずに行われる撮影
- (2) 公益を害するおそれのある撮影
- (3) つくば市暴力団排除条例（平成23年条例第51号）第2条に規定する暴力団等と関係を有すると認められる者が行う撮影

(4) その他、一般社団法人つくば観光コンベンション協会会長（以下「会長」という。）が対象外と認めた撮影

（支援依頼）

第5条 撮影者は、次に掲げる書類を添えて、会長に申請しなければならない。

- (1) ロケーションサポート依頼書（別記様式第1号）
- (2) 企画書
- (3) 規約書（別記様式第2号）
- (4) その他会長が必要と認めるロケーション撮影等に関する資料

（支援決定及び取り消し）

第6条 会長は、前条の規定による申請を受けたときは、原則として7日以内に撮影支援の可否をつくばロケーションサポート承認（不承認・取り消し）通知書（別記様式第3号）により撮影者へ通知するものとする。

2 撮影支援の承認を受けた撮影者が、虚偽の申請その他不正な手段により撮影支援の承認を受けた事実が明らかと認められるとき、又はロケサポ事業の運営上支障があると認められるときは当該撮影支援の承認を取り消すことができる。

（撮影完了の報告）

第7条 撮影者は、撮影が終了した後、速やかに撮影完了報告書（別記様式第4号）を会長に提出するものとする。

（費用）

第8条 この要項に基づき実施する調整事務及び管理料の費用は別表1に定める。ただし、つくば市内の景観、食、文化、歴史等に関する情報、又は市内観光施設、産業施設、イベント等を紹介する映像及び出版物の撮影にあたっては無料とする。

2 この要項に基づく撮影支援を受け、撮影受入施設を利用して撮影を行った場合において、当該施設が定める利用料金は、撮影者の負担とする。

（免責）

第9条 協会は、この要項に基づき支援した映像作品の内容について、責任を負わないものとする。

2 撮影者は、撮影予定日までに施設管理者から撮影の許可が得られない、又は撮影の許可を得た後、施設管理者から当該許可を取り消された等により、予定通りに撮影ができなかった場合であっても、そのことを理由として、協会に損害の賠償を求めることはできない。

（事業の所管）

第10条 ロケサポ事業に係る事務は、協会が行う。

（その他）

第11条 ロケサポ事業の実施にあたっては、施設管理者の意思及び決定に従うものとする。

2 この要項に定めるもののほか、ロケサポ事業の実施に関して必要な事項は、別途、会長が定める。

別表 1

支援内容	費用
ロケーション実施場所の紹介	無料
撮影等に必要の許認可に関する相談及び手続き案内	無料
施設管理者等との撮影許可に関する調整事務	10,000 円（消費税別途）
撮影に伴う管理料	平日 5,000 円／1 時間（消費税別途） 土日祝 6,000 円／1 時間（消費税別途） ※1 原則として午前 6 時から午後 9 時の間とする ※2 その時間が午後 9 時から翌日の午前 6 時までの間である場合は、上記単価額に 100 分の 200 を乗じて得た額とする（消費税別途） ※3 その時間に 1 時間未満の端数が生じたときは、1 時間として計算する 上記単価に所要時間を乗じた総額金額に一般管理費として 10% を乗じた金額を足した額（消費税別途）

附則

この要項は、令和元年 12 月 13 日から施行する。

附則

この要項は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要項は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この要項は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。